

平成24年(三)第262号,第318号

大飯発電所3号機,4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成25年1月18日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 今 城 智 徳

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 47	小浜湾における海上音波探査について	写し	H21. 2. 25	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、耐震安全性について厳格に検証を行うため、事業者による調査結果をチェックする観点から、小浜湾における海上音波探査を実施した上で、債務者の実施した調査結果を概ね妥当であるとしていること
乙 48	プレスリリース「若狭湾沿岸における津波堆積物の調査結果について」(抜粋)	写し	H24. 12. 18	債務者 日本原子力発電株式会社 独立行政法人 日本原子力研究開発機構	債務者等が実施した若狭湾沿岸における津波堆積物調査の結果、現在から過去1万年程度の期間に、債務者等の原子力発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められていないこと